

## 2012 年税制はこうなる

昨年は震災などの影響で税制改正が不定期に改正され複雑になっています。そこで、今回は改正の時期が今年 2012 年から施行される内容で主要なものをまとめました。これらはすでに昨年の国会において既に成立したもののばかりですので、これから国会において審議する 2012 年度税制改正案とは別物ですのでご注意ください。

### I. 所得税関係

#### 1. 年金所得者の申告手続きの簡素化

公的年金等の収入金額が 400 万円以下で、かつ、当該年金以外の他の所得金額が 20 万円以下の者について、確定申告不要制度の創設。

#### 2. 確定申告書の提出期限

所得税の確定申告の提出期間について、申告義務のある者の還付申告書はその年の翌年 1 月 1 日から提出できることとされた。

—上記 1 と 2 は、2011 年分以後の所得税について適用—

#### 3. マイカー通勤手当の非課税枠縮小

マイカー等の交通用具を利用する通勤の距離が片道 15 km以上の者に対する通勤手当で、交通機関を利用した場合の運賃相当額まで非課税とする制度が廃止され、距離比例額(例：15 km以上 25 km未満 11,300 円)を超える部分は課税の対象となる。

—2012 年 1 月 1 日以後に受けるべき通勤手当から適用—

#### 4. 金地金等の譲渡に係る支払調書の提出義務

金地金及び白金地金(金貨等含む)の売買業者は、その買取代金が 200 万円を超える場合は、支払金額等を記載した支払調書を税務署長に提出しなければならない。

—2012 年 1 月 1 日以後支払うべき金地金等の譲渡の対価について適用—

#### 5. 上場株式等の譲渡所得及び配当等の 10%軽減税率は、2013 年 12 月 31 日まで 2 年延長。

### II 法人税関係(中小法人)

#### 1. 法人税の税率軽減

中小法人の法人税率は、所得金額 800 万円以下の部分は現行 18%から 15%に、800 万円超の部分は現行 30%から 25.5%に引き下げる。

#### 2. 復興特別法人税の上乗せ

本来の法人税額に 10%を乗じた復興特別法人税が本来の法人税に上乗せ課税される。

—上記 1 と 2 は原則 2012 年 4 月 1 日から 2015 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度について適用—

#### 3. 減価償却費の縮減

定率法における計算方法が、250%定率法から 200%定率法に縮減される。

—原則 2012 年 4 月 1 日以後取得する減価償却資産について適用—

#### 4. 欠損金の繰越控除期間の延長

欠損金の繰越期間が現行 7 年から 9 年に延長される。(中小法人は控除の 80%制限はなし)

—2008 年 4 月 1 日以後終了した事業年度において生じた欠損金額について適用—

### III 消費税関係

その課税期間における課税売上高が 5 億円超の場合の仕入税額控除については、課税売上割合が 95%以上であっても、個別対応方式又は一括比例配分方式で計算するよう改正された。

—2012 年 4 月 1 日以後開始する課税期間から適用—

### IV 更正の請求期間等の延長

1. 納税者がする更正の請求期間について、現行 1 年を原則 5 年に延長。

2. 課税庁がする増額更正の期間制限について、現行 3 年を原則 5 年に延長。

—上記 1 と 2 は 2011 年 12 月 2 日以後に法定申告期限が到来する国税について適用—

上記は現行税制に基づき適用されるもので、詳細な適用要件が必要です。実施に当たっては専門家にご相談の上、ご自身の責任で実施いただきますようご留意願います。

大阪市天王寺区堂ヶ芝 1 丁目 1 番 16 号桃陽ビル 202 号

TEL 06-6774-8282

FAX 06-6774-8281

E-mail : [nishikai@kiu.biglobe.ne.jp](mailto:nishikai@kiu.biglobe.ne.jp)

西野会計事務所

検索

